

居宅サービス介護・介護予防利用約款

利用者に対し、訪問看護ステーション城見(以下「事業所」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及びその事業所が行う訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）について次のとおり定める。

（目的）

第1条 事業所は利用者に対し、介護保険法令等に従い可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的として、サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から要支援・要介護認定有効満了日までとします。

2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から契約更新の意思表示がない場合、事業所が利用者に対し契約更新の意思を確認し、この契約は同一の内容で自動更新されたものとし、その後もこれに準じて更新されたものとしします。

（利用者の解除権）

第3条 利用者は事業所に対し、いつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

（事業者の解除権）

第4条 事業所は利用者の著しい不信行為や、ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、その理由を記載した文書により、当契約を解除することがあります。この場合事業所は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に連絡します。

（運営規程の概要）

第5条 事業所の運営規程の概要（事業目的、サービス提供方法等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（サービス計画等）

第6条 事業所は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、サービスの種類ごとに居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成します。

2 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成するときはこれを利用者に説明し、サービスの実施はこれにより行います。

3 利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望し、その内容が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の範囲内で可能なときは、速やかに変更等の対応を行います。

4 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更に際しては、速やかに居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）へ連絡をします。

（サービス提供の記録等）

第7条 事業所はサービス提供の記録を整備するとともに、これをその完結の日から5年間保管します。

2 事業所は利用者に対し、保管する利用者に係る記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

（利用料金）

第8条 利用者又は代理人は事業所に対し本約款に基づくサービスの対価として、別紙重要事項説明書に記載した利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。

(利用者負担金の滞納)

- 第9条 利用者が正当な理由なく、事業所に支払うべき利用者負担金を3ヵ月以上滞納した場合、事業所は1ヵ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときは当契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業所は前項の催告をしたときは、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）と協議し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について、必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 3 事業所は前項に定める協議等の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条に基づく契約期間が満了したとき
- 2 第3条に基づき利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 3 第4条に基づき事業所から解除されたとき
- 4 第9条に基づき事業所から解除の意思表示がなされたとき
- 5 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了する
 - 1) 利用者の要介護区分が自立と認定されたとき
 - 2) 利用者が死亡したとき
 - 3) 6ヶ月以上継続して利用がされなかったとき

(緊急時の対応)

第11条 事業所はサービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(社会情勢及び天災等)

第12条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の業務が難しい場合は日程、時間の調整をさせて頂く、又は休止させて頂く場合があります。

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の業務が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 事業所はサービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第14条 事業所及びその職員はサービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業所及びその職員は利用者または家族の個人情報を、サービス担当者会議等で用いる場合は、文書による同意を得ることとします。但し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業者（介護予防事業者）が、利用者およびその家族から同意を得ている場合は、この限りではありません。

(苦情対応)

第15条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、事業所・介護支援専門員・市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業所は苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て、または相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

(裁判管轄)

第16条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業所在地の管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第17条 この約款に定めない事項については、介護保険法令その他の関係法令等を尊重し、利用者と事業所が協議の上定めます。

訪問看護重要事項説明書 (介護・介護予防用)

1 事業所の概要

事業所	事業主
名称 : 訪問看護ステーション城見	医療法人 高田会 高知記念病院
所在地 : 高知市城見町 3-12	高知市城見町 4-13
連絡先 : 088-884-9133	088-883-4377
管理者名 : 川崎 順子	開設者 高田 早苗
事業者指定番号 : 第 3960190233 号	
サービス提供地域 : 高知市・南国市	
業務の概要	医業
事業者数	6

2 事業所の職員体制

サービス提供者 : 看護師 (常勤換算 2.5 名以上)
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (必要に応じて)

3 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日から土曜日 ただし日曜日、年末年始の期間 (12 月 30 日～1 月 3 日) は除く
営業時間 : 8:30 ～ 17:00

4 事業の実施地域

高知市・南国市

5 事業の特色

1) 事業の目的

要支援状態・要介護状態となることの防止、要支援状態・要介護状態の軽減もしくは悪化の予防のため適切なサービスを提供することを目的とします。

2) 運営方針

- ①事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護 (以下「訪問看護」という。) を提供することにより生活の質を確保し、健康管理および日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養が出来るように努めます。
- ②事業所は事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供が出来るよう努めます。
- ③事業所は事業の運営にあたって関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④事業所はこの事業の運営を行うにあたって、主治医の (介護予防) 訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行います。

6 訪問看護の提供方法

- 1) サービス提供は分かりやすく説明しながら行います。分からない点については担当職員にご質問下さい。
- 2) サービス提供は居宅 (介護予防) サービス計画書に基づき、利用者の希望に沿った (介護予防) 訪問看護計画書を作成し機能の維持回復を図るように行います。
- 3) 訪問看護の提供開始は、主治医の文書による指示により行います。
- 4) 事業所は主治医に対し、(介護予防) 訪問看護計画書および (介護予防) 訪問看護報告書を提出します。
- 5) 主治医やサービス担当者会において必要性を認められた場合、利用者また家族等の同意を得て看護職員が訪問を行

い必要に応じて電話相談も行います。

- 6) 理学療法士等が訪問看護を提供している場合、利用者の状況や実施した看護の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、定期的な看護職員による訪問による利用者の状態について適切に評価を行っていきます。

7 訪問看護の内容

- 1) 定期的な健康チェック及び症状の観察

- 2) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

- 3) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

- 4) リハビリテーションに関すること

- 5) 家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

8 サービス利用料および利用者負担

- 1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、介護報酬に応じた負担金となります。

ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

料金については別紙の通りになります。

- 2) 利用料は1月分を原則、郵便局・銀行の口座引き落としとなっていますが、ご相談に応じます。

9 相談窓口、苦情対応

- 1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口となります。

(当施設の事業者が担当の場合)

所在地 : 高知市城見町 3-12

電話番号 : (代) 088-884-9133

管理者 : 川崎 順子

対応時間 : 8:30 ~ 17:00

- 2) 公的機関に対する苦情の申し立ては次のところとなります。

①市町村介護保険相談窓口

(高知市)

所在地 : 高知市本町 5-1-45

電話番号 : 088-823-9972

対応時間 : 8:30 ~ 17:15

(南国市)

所在地 : 南国市大塚甲 2301 番地

電話番号 : 088-863-2111

対応時間 : 8:30 ~ 17:00

②高知県国民健康保険団体連合(国保連)

所在地 : 高知市丸の内 2-6-5

電話番号 : 088-820-8410・8411

対応時間 : 9:00 ~ 16:00

10 事故発生時の対応

- 1) 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等、家族、主治医に連絡し必要な措置をします。

- 2) 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

- 3) 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって万が一事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずる事ができます。事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

1 1 虐待防止のための措置

- 1) 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2) 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村に報告をする。

1 2 業務継続計画の策定等

- 1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 3 衛生管理等

- 1) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- 3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 4 就業環境の確保

- 1) 事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を計画化等の必要な措置を講じるものとする。

訪問看護利用料金表

令和6年6月1日 現在

※下記料金は、介護保険サービスの負担割合が1割の利用者を対象に記載しています。

項目	内容	料金 (備考)	
		介護	介護予防
訪問看護費 (1回)	① 20分未満	314 円	303 円
	② 30分未満	471 円	451 円
	③ 30分～1時間未満	823 円	794 円
	④ 1時間～1時間30分未満	1,128 円	1,090 円
	⑤ 1時間30分以上	④の料金 + 300 円	
	⑥ 理学療法士等 看護職員による訪問回数を超えている場合 (介護：緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算を算定している場合は減算なし)	294 円 上記金額より 8 円減算	284 円 上記金額より 8 円減算
	※1日3回以上訪問の場合、	所定料金の 90%	所定料金の 50%
⑦ 定期巡回訪看 (定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携する場合)		2,961 円/月	

※上記料金に、利用者の状態、サービス提供体制、訪問時間等により以下の加算が追加されます。

項目	内容 (要件)	料金 (備考)
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合	250 円/月
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上	(訪問看護) 6 円/回 (定期巡回) 50 円/月
	(Ⅱ) 看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上	(訪問看護) 3 円/回 (定期巡回) 25 円/月
早朝・夜間・深夜加算	早朝 (午前6時から午前8時まで)	訪問看護費の 25%/回
	夜間 (午後6時から午後10時まで)	訪問看護費の 25%/回
	深夜 (午後10時から午前6時まで)	訪問看護費の 50%/回
複数名訪問加算	(Ⅰ) 2人の看護師等が同時に行う場合	(30分未満) 254 円/回 (30分以上) 402 円/回
	(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に行う場合	(30分未満) 201 円/回 (30分以上) 317 円/回
初回加算	(Ⅰ) 退院した日	350 円/月
	(Ⅱ) 退院した翌日以降、新規利用又は過去2ヶ月間利用なく新たに訪問看護計画書を作成し利用する時、要支援から要介護に区分変更した月	300 円/月

退院時共同指導加算	退院・退所後の訪問看護（原則1回限り）	600 円/回
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等指導を介護職に行った場合	250 円/月
緊急時訪問看護加算	下記 ※1 参照 （Ⅰ）看護師以外の職員も電話連絡を常時対応できる体制であり、十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	600 円/月
	下記 ※1 参照 （Ⅱ）	574 円/月
特別管理加算	（Ⅰ） 下記 ※2 の状態にある方	500 円/月
	（Ⅱ） 下記 ※3 の状態にある方	250 円/月
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14 日以内に2 日以上ターミナルケアを実施	2,500 円/死亡月
看護体制強化加算	（Ⅰ） 前12 カ月間に5 名以上ターミナルケアを実施 他	550 円/月
	（Ⅱ） 前12 カ月間に1 名以上ターミナルケアを実施 他	200 円/月
口腔連携強化加算	歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50 円/月

※1： 緊急時訪問看護加算について

当事業所は24 時間体制を整えています。利用者の状態によっては、計画的な訪問日以外に、緊急の訪問を必要に応じて行うことができます。同意していただきますと、緊急時に訪問することができます。（時間外における緊急訪問については、緊急訪問2 回目以降、上記加算料金を頂きます。）月内に緊急訪問看護を実施していなくても加算させていただきます。

ただし、緊急時訪問看護加算に同意されていない場合には、利用時間に応じた上記所定費用を全額支払っていただくことになります。

※2： 特別管理加算（Ⅰ）の算定要件となる利用者の状態

- 1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
- 2) 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- 3) 気管カニューレを使用している状態
- 4) 留置カテーテルを使用している状態

※3： 特別管理加算（Ⅱ）の算定要件となる利用者の状態

- 1) 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 を受けている場合
- 2) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 3) 真皮を越える褥瘡の状態
- 4) 点滴注射を週3 日以上行う必要があると認められる状態

*同一建物等居住者にサービス提供する場合（上記 ⑦定期巡回訪看 算定利用者は除く）

A：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所住する建物に居住する者（②に該当する場合を除く。）

B：上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1 月あたり50 人以上の場合

C：上記①以外の建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1 月あたり20 人以上の場合）

A・Cに該当する場合 ：訪問看護費 10%減算

Bに該当する場合 ：訪問看護費 15%減算

死亡時清拭時などの処置料	8,000 円	（消費税内税）
--------------	---------	---------

個人情報の利用目的書

利用者及び家族の個人情報の利用目的等については、下記により必要最小限の範囲で使用します。

記

1. 使用目的

- (1) 利用者が、居宅サービスの提供を受けるにあたり、開催されるサービス担当者会議等において、利用者の状態を把握するために必要な場合の申し込み、及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの利用者のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (4) 医療・福祉の学生・研修生の教育、研修に必要な場合
- (5) 警察・消防等緊急時の連絡が必要な場合

2. 使用する期間

居宅サービス介護・介護予防利用約款第2条の契約期間に同じ

3. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、1に記載する目的の範囲内で必要最小限の使用するものとし、情報提供の際は関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 収集した個人情報の保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

居宅サービス介護・介護予防利用契約書

訪問看護ステーション城見を利用するにあたり居宅サービス介護・介護予防用約款及び重要事項説明書、個人情報利用目的書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで契約します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

利用者の家族又は
代理人

住 所

氏 名 印

事業者 住 所 高知市城見町 3-12

代表者名 医療法人高田会 理事長 高田 早苗 印

事業者名 訪問看護ステーション城見

説 明 者 印